

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2023年7月7日

【会社名】 神東塗料株式会社

【英訳名】 SHINTO PAINT COMPANY,LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 高 沢 聡

【本店の所在の場所】 兵庫県尼崎市南塚口町六丁目10番73号

【電話番号】 06(6426)3355(代表)

【事務連絡者氏名】 総務人事室部長 治田 久志

【最寄りの連絡場所】 兵庫県尼崎市南塚口町六丁目10番73号

【電話番号】 06(6426)3355(代表)

【事務連絡者氏名】 総務人事室部長 治田 久志

【縦覧に供する場所】 神東塗料株式会社東京オフィス  
(東京都江東区東陽三丁目23番22号 東陽プラザビル5階)

神東塗料株式会社千葉事業所  
(千葉県八千代市大和田新田711番1号)

神東塗料株式会社名古屋事業所  
(愛知県名古屋市南区元塩町四丁目14番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2023年6月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月30日

### (2) 決議事項の内容

#### 会社提案

##### 第1号議案 取締役5名選任の件

高沢聡、長尾俊彦、上鶴茂喜、櫻尾昭彦、矢倉昌子の5名を選任する。

##### 第2号議案 監査役4名選任の件

小野純一郎、日渦一郎、吉野泰雄、栗山章司の4名を選任する。

#### 株主提案

##### 第3号議案 定款一部変更（剰余金の配当等の決定機関）の件

剰余金の配当等について、株主提案がある場合は株主総会で決定できるよう定款の変更を行う。

##### 第4号議案 剰余金の処分の件

第3号議案が承認可決されることを条件に、1株当たり2円50銭を配当する。

##### 第5号議案 定款一部変更（資本コスト開示）の件

資本コストの開示について定款の一部変更を行う。

##### 第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

譲渡制限付株式報酬制度に係る取締役に対する報酬額を年額24百万円以内と設定する。

##### 第7号議案 定款一部変更（取締役報酬の個別開示について）の件

取締役報酬の個別開示について定款の一部変更を行う。

##### 第8号議案 定款一部変更（クローバック条項の採用について）の件

クローバック条項の採用について定款の一部変更を行う。

##### 第9号議案 定款一部変更（監査等委員会設置会社制度への移行）の件

監査等委員会設置会社制度への移行のため定款の一部変更を行う。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 高沢 聡 長尾 俊彦 上鶴 茂喜 櫻尾 昭彦 矢倉 昌子	210,034 214,600 215,076 215,287 213,131	23,854 19,288 18,812 18,601 20,757	0 0 0 0 0	(注) 1	(注) 4 可決 89.80 可決 91.75 可決 91.96 可決 92.05 可決 91.13
第2号議案 小野 順一郎 日潟 一郎 吉野 泰雄 栗山 章司	218,794 218,844 202,162 214,359	15,094 15,044 31,726 19,529	0 0 0 0	(注) 1	(注) 4 可決 93.55 可決 93.57 可決 86.44 可決 91.65
第3号議案 定款一部変更の件	46,316	187,572	0	(注) 2	(注) 4 否決 19.80
第4号議案 剰余金処分の件	-	-	-	(注) 3	-
第5号議案 定款一部変更の件	33,537	200,351	0	(注) 2	(注) 4 否決 14.34
第6号議案 取締役報酬決定の件	28,111	205,777	0	(注) 2	(注) 4 否決 12.02
第7号議案 定款一部変更の件	35,489	198,399	0	(注) 2	(注) 4 否決 15.17
第8号議案 定款一部変更の件	32,370	201,518	0	(注) 2	(注) 4 否決 13.84
第9号議案 定款一部変更の件	28,108	205,780	0	(注) 2	(注) 4 否決 12.02

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 本議案は、第3号議案が可決されることを条件に上程されたため、採決されませんでした。
4. 賛成の割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。